

一、戦界の不況を深刻に扱ひ、資本家階級の負担を減らし、失業
者は溢れ、労働不況は更に深刻化する。

二、政府は一方に社会不況を緩和する普通選挙を実施し、政治の
民主化を期し、他方に於て未嘗有る悪法を採
る治世維持法を制定し、社会階級運動を弾圧せしむる

ある。尚ほ労働立法に因りて政府は今議會に於て豫期せられた
措置に出ず、之に就き何等減意を示す所ありあらず。

三、更に近頃労働運動の状況を観るに、最近労働組合の勢力が漸次
増大する傾向は見え、組織労働者の勢力は未
だ極めて微弱にして四百万人の労働者中、組織労働者は

僅かに千数に過ぎぬ。しかも組合界は互に割
拠して小党分立の状況を示して居る。

此の如く、秋口刻下の社会事情は、我等の運動に取ら、實に
複雑にして多難なる。我等は従て此の難局に於て最善の努
力を尽し、運動の発達に貢献せしむべきに決す。然らば、我等
は此の覚悟を以て今後何を為すべきか。

一、組合組織を合理的に改造し、集中主義を徹底し、
二、組合財政の充實を期し、
三、年議基金の充實と共に罷業の統制に努め、
四、労働大衆の組織方法を地方的産業的の特殊事情に適合
せしむ

五、組合の経済的施設の充実に努め、
六、労働調査を一層完備して運動方針の合理化に努めし
七、労働法制に對し、慎重なる考慮を拂ひ、之に對し、発達に努め
八、全口的労働組合協議会を完全に作り、
九、社会政策問題に對し、政党内閣の準備運動とて、先